

大台ヶ原の利用に関する協議会設置要綱

(名称)

1. この会議は、「大台ヶ原の利用に関する協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

2. 協議会は、大台ヶ原の良好な自然環境を保全しつつ国立公園として持続可能な利用及び西大台利用調整地区の適切な管理運営を実施していくため、関係者の合意形成を行うとともに連携・協働を図ることを目的とする。

(協議事項)

3. 協議会は、2. の目的に沿って、次に掲げる事項を協議する。
 - ①大台ヶ原の利用の適正化及び活性化に関する事項
 - ②大台ヶ原の公共交通機関の利用促進に関する事項
 - ③大台ヶ原における適正なガイドサービスの提供に関する事項
 - ④西大台利用調整地区の管理運営に関する事項

(構成等)

4. (1) 協議会は、それぞれの役割に応じて、協議会の目的の達成に努めようとする機関（以下「構成機関」という。）であって、別表に定める構成機関で構成する。
 - (2) 構成機関は、これに属する複数の者を構成員として協議会に出席させることができる。
 - (3) 協議会は、専門的な助言を得るために、協議会に構成員以外の専門家や関係機関の出席を求めることができる。

(会長)

5. (1) 協議会に、会長を置く。
 - (2) 会長は、近畿地方環境事務所長が務める。
 - (3) 会長は、協議会を統括するほか、協議会の議事を進行する。
 - (4) 会長は、自ら協議会に出席することができない場合は、あらかじめ、協議会の議事進行にあたる会長代理を指名することができる。

(部会)

6. (1) 協議会に、協議会の効率的運営を図るため、協議会の合意により部会を置くことができる。
- (2) 部会は、会長が協議会の意見を聴き、指名した者をもって組織する。
- (3) 協議会から付託があった事項について、部会の決定をもって、協議会の決定とすることができる。
- (4) 部会は、専門的な助言を得るために、部会に構成員以外の専門家や関係機関の出席を求めることができる。

(事務局)

7. 協議会の事務局は、近畿地方環境事務所が行う。

(改正)

8. この要綱は、構成員の発議により、協議会での合意を得て改正することができる。

平成25年1月25日施行

別表

構成機関	担当
環境省近畿地方環境事務所	国立公園・保全整備課
国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	運輸企画専門官
林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	
奈良県くらし創造部景観・環境局	自然環境課
奈良県地域振興部	南部振興課
奈良県土木部	道路管理課 吉野土木事務所
奈良県警察吉野警察署	
上北山村山岳救助隊	
上北山村	建設産業課
川上村	地域振興課
三重県農林水産部	みどり共生推進課公園管理グループ
大台町	産業課
上北山村議会	経済常任委員会
上北山村観光協会	
上北山村区長会	
上北山村漁業協同組合	
上北山村商工会	
財団法人グリーンパークかわかみ	
大台ヶ原・大峰の自然を守る会	
特定非営利活動法人大杉谷自然学校	
トレック北山	
山岳ガイドクラブ北山いこら	
奈良県勤労者山岳連盟	
奈良県山岳連盟	
近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部	大阪輸送統括部運輸部事業課
奈良県タクシー協会	
奈良交通株式会社	葛城営業所(吉野支所)
公益社団法人日本山岳会関西支部	
特定非営利活動法人森と人のネットワーク・奈良	
大台ヶ原パークボランティアの会	
ワーク21上北山	
吉野きたやま森林組合	
一般社団法人心湯治館	
奈良県猟友会上北山支部	